

## 公務傷病年金の障害の等級の区分について

〔昭和28年 9月25日 蔵計第1937号〕  
大蔵省主計局長から各共済組合本  
部長・各財務局長あて通達

昭和23年6月30日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和28年8月1日法律第159号）別表第2の規定に基づき、同表第2に規定する障害の等級の区分については、別紙の通り定める。

（別表）

種別	等級	身体障害の程度
障	1 級	1 両眼が失明したもの
		2 そしやく及び言語の機能を廃したもの
		3 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		5 半身不随となつたもの
		6 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
		7 両上肢の用を全廃したもの
		8 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
		9 両下肢の用を全廃したもの
害	2 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの
		2 両眼の視力が0.02以下になつたもの
		3 両上肢を腕関節以上で失つたもの
		4 両下肢を足関節以上で失つたもの
害	3 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの
		2 そしやく又は言語の機能を廃したもの
		3 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		5 両手の手指の全部を失つたもの
年	4 級	1 両眼の視力が0.06以下になつたもの
		2 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
		3 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの
		4 一上肢をひじ関節以上で失つたもの
		5 一下肢をひざ関節以上で失つたもの
		6 両手の手指の全部の用を廃したもの
		7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの

金	5 級	1	一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの
		2	一上肢を腕関節以上で失つたもの
		3	一下肢を足関節以上で失つたもの
		4	一上肢の用を全廃したもの
		5	一下肢の用を全廃したもの
		6	両足の足指の全部を失つたもの
	6 級	1	両眼の視力が0.1以下になつたもの
		2	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
		3	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの
		4	せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
		5	一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
		6	一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
7		一手の五の手指又は拇指及び示指を含み四の手指を失つたもの	